

うるま市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領

平成28年 4月 1日 部長決裁
改正 平成30年 3月30日 課長決裁

1 目的

この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）に基づく運営推進会議の設置及び運営について必要な事項を定め、もって地域との連携・交流を図りサービスの質の確保を図ることを目的とする。

2 設置及び開催

- (1) 運営推進会議の設置が必要な事業所又は施設（以下「事業所等」という。）は、次の事業を実施する事業所等とする。
 - ア 指定地域密着型通所介護
 - イ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護
 - ウ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
 - エ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
 - オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
 - カ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - キ 指定看護小規模多機能型居宅介護
- (2) 運営推進会議は、原則として事業所等ごとに設置する。
- (3) 運営推進会議の開催頻度は、次のとおりとする。
 - ア 前第（1）項 ア又はイの事業所等
概ね6か月に1回以上とする。
 - イ 前第（1）項 ア又はイ以外の事業所等
概ね2か月に1回以上とする。
- (4) 運営推進会議の開催方法については、事業所ごとに開催するほか、以下の要件を満たす場合には、複数の地域密着型サービス事業所の合同開催も可能とする。
 - ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
 - ウ 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く。）
 - エ 外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。

3 委員等

- (1) 運営推進会議の構成員（以下「委員」という。）は次のとおりとする。
 - ア 利用者又は利用者の家族
 - イ 地域住民の代表者

ウ 当該サービスに知見を有する者

エ 市の職員又は当該事業所等を管轄する地域包括支援センター職員

(2) 委員数は、上記アからエの各分野から1人以上、計4人以上とする。

(3) 「地域住民の代表者」とは自治会役員、民生委員又は老人クラブの代表者等をいい、「当該サービスに知見を有する者」とは学識経験者、他法人事業所・施設等管理者、高齢者福祉施設等ボランティア、協力医療機関等の医師・看護師、その他高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者をいう。

(4) 委員への就任依頼にあたっては、各事業者から依頼することとする。なお、「地域住民の代表者」への依頼にあたっては、必ず自治会長等と調整のうえ依頼する。

(5) 運営推進会議の事務局は、当該事業者や事業所等の職員が務める。

(6) 運営推進会議を設置した事業者は、速やかに「運営推進会議設置報告書」（第1号様式）をうるま市に提出するものとする。

4 開催場所

運営推進会議は、当該事業所等で開催することとする。ただし特別の事情によりやむを得ず当該事業所等で開催できない場合又は何らかの理由で他の場所で開催する必要がある場合はこの限りでない。

5 記録

(1) 事業所等は、運営推進会議の議事内容について記録を作成する。

(2) 事業所等は、活動状況報告書（指定地域密着型通所介護事業所、指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所については第2号様式。指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については第3号様式。指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設入所者生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所については第4号様式。）を作成するものとする。自己評価、外部評価を実施した際には、その概要についても同様とする。

6 関係機関等への報告及び公表

(1) 事業所等は、委員が運営推進会議を欠席した場合には、当該委員に活動状況報告書を送付することとし、かつ意見を徴することができる。

(2) 事業所等は、運営推進会議終了後速やかに、事業所等が所在する市に対して活動状況報告書及び運営推進会議開催報告書（第5号様式）を提出するものとする。また、毎年度4月末までに、前年度の運営推進会議開催状況報告書（第6号様式）及び運営推進会議における要望・助言に対する対応状況等（第7号様式）を提出するものとする。

(3) 事業所等は、活動状況報告書及び運営推進会議開催報告書を事業所等の窓口で閲覧に供さなければならない。

(4) 事業所等は、前項の活動状況報告書及び運営推進会議開催報告書を、事業所等のホームページ等を活用し、公表の機会が増えるよう努めること。

(5) 事業所等は、活動状況報告書及び運営推進会議開催報告書を、サービス提供に関する記録等を5年間保存することとしていることに鑑み、会議の記録も運営推進会議の完了の日から5年間保存するものとする。

7 プライバシーの確保

議論や様式の作成にあたっては、利用者個人のプライバシーに十分配慮するとともに、知り得た個人に関する秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。